

# ジョン・フォスター・ダレスと軍備管理： 1958—59年核実験禁止条約交渉を中心に

倉 科 一 希<sup>※</sup>

- I 序
- II 研究の目的
- III ダレス国務長官のイニシアティブ
- IV 政策形成過程における同盟関係の影響
- V 1958年における政策転換の影響
- VI 結論

## I 序

1954年のビキニ水爆実験以来、国際的関心を集めた核実験の制限ないし停止について、アメリカ合衆国（以下、米国）政府の方針に明確な転換が現れたのは、1958年のことであった。1958年初頭には当時のアイゼンハワー（Dwight D. Eisenhower）政権は、国内外の強い圧力にもかかわらず、通常兵力および核兵器の制限を伴うパッケージの一部としてしか核実験禁止問題の交渉に応じてこなかった。しかし、同年8月には初めて核実験禁止問題単独の交渉に応じることを明らかにし、英国・ソ連との三か国交渉をスイスのジュネーヴにて10月から開催した。さらに、翌59年1月には十分な査察の実施のみを条件に核実験禁止に応じる方針を発表するまでに至った。アイゼンハワー政権の方針転換はこれにとどまらず、1959年から翌60年にかけては1963年の部分的核実験禁止条約に匹敵する、あるいはそれ以上に踏み込んだ、核実験の制限を提唱するようになる。たしかに、ソ連との条約締結は1963年を待たなければならなかった。にもかかわらず、アイゼンハワー政権は核実験禁止条約締結に向けた政治的・技術的問題を検討・整理し、63年の条約締結に向けた環境整備を行なった<sup>1)</sup>。1958年は、アイゼンハワー政権のみならず第二次世界大戦後の米国軍縮・軍備管理政策における転換点の一つで

※ 一橋大学大学院法学研究科博士後期課程

【一橋法学】（一橋大学大学院法学研究科）第2巻第3号2003年11月 ISSN 1347-0388

あったといえるのである。

本稿は、1958年の政策転換を次の三つの問題に焦点を当てて検討する。第一に、誰のイニシアティブによってアイゼンハワー政権の政策変更がなされたのか、である。本稿は、ダレス (John F. Dulles) 国務長官の役割に着目し、彼が国務省を指揮して、国防総省や原子力委員会の抵抗を排除しながら新たな政策形成を主導したことを論証する。近年の研究ではアイゼンハワー政権の政策決定過程における大統領の役割が強調されており、国務長官は分析の焦点からやや外れた感がある。本稿は1958年の軍縮・軍備管理政策転換に、ダレスが主導的な役割を果たしたことを史料に基づいて実証する。第二に、政策転換の主な目的は何であったかという問題である。本稿は、対ソ交渉と米国の同盟国関係との相互関連を重視し、とくに西欧同盟諸国がアイゼンハワー政権の政策形成に与えた影響に着目する。ダレスは、核実験禁止条約交渉を受け入れなければ米国と同盟諸国との関係に重大な影響が生じるとの見解を再三にわたって表明し、対ソ交渉において柔軟な立場をとるべきとの自らの主張の論拠とした。換言すれば、1958年の政策転換は、対ソ関係の改善や将来の軍縮に向けた第一歩というよりは、同盟関係の維持、米国のイメージ改善という心理戦上の配慮を主な動機としていた。

第三の問題として、アイゼンハワー政権、さらには冷戦期米国政府の軍縮・軍備管理政策においてこの政策変更が持つ意義を考察する。1958年の政策転換は、上述のように1963年の部分的核実験禁止条約締結に向けた第一歩としての意味を持っていただけではなく、米国の軍縮・軍備管理政策における質的転換を意味していた。米国政府の軍縮・軍備管理政策は1950年代中頃より徐々に包括的軍備削減を目標とする立場から部分的措置などのより限定的な軍備削減や「軍備管理」を追求するようになっていたが、この方針転換は1958年の核実験禁止条約交渉受け入れによって決定的となった。これ以降の米国軍縮・軍備管理政策は、核実験、核兵器拡散など個別の争点に限定した対ソ交渉が中心になっていく。ダレスは、必ずしも軍備削減を伴わずに戦争の危機を軽減させることを最大の目的とする「軍備管理」への、米国の軍縮・軍備管理政策における質的転換を決定的なもの

---

1) McGeorge Bundy, *Danger and Survival. Choices About the Bomb in the First Fifty Years*, New York: Vintage Books, 1988, 328-34

とした。1955年のヨーロッパ分断確定以降に顕在化する東西関係「安定化」の一端を担う「軍備管理」政策は、1958年のダレスによるイニシアティブによって確立したと言いえる<sup>2)</sup>。

## II 研究の目的

最初に、先行研究との関係について簡単に触れる。1980年代を中心に進んだアイゼンハワー政権の再評価は、第一に、政策形成過程に関するそれまでの定説を覆してアイゼンハワー大統領のリーダーシップを強調した。第二に、アイゼンハワー政権の諸政策についても、従来よりも肯定的評価を下すようになった<sup>3)</sup>。軍縮・軍備管理政策に関する評価の変化も、アイゼンハワー政権再評価の上で重要な役割を果たしている。再評価論者によれば、アイゼンハワーは核戦争がもたらしかねない甚大な被害を真剣に憂慮していた。したがって、米ソ関係の改善と核戦争の可能性を減らすことを目指して、在任中に原子力平和利用のための国際管理機関設置を提唱した「アトムズ・フォー・ピース」演説や、米ソ双方の領空を航空機による相互査察のために開放することを提案した「オープン・スカイズ」演説などさまざまな対ソ提案を行なった<sup>4)</sup>。

- 
- 2) 前田寿『軍縮交渉史：1945年—1967年』、東京大学出版会、1968年。「軍縮」とは区別した概念としての「軍備管理」については、Thomas C Schelling & Morton H. Halperin, *Strategy and Arms Control*, New York: Twentieth Century Fund, 1961, 2-3, 56-60; Donald G. Brennan, "Setting and Goals of Arms Control," *Arms Control, Disarmament, and National Security*, Brennan ed., New York: George Braziller, 1961, pp. 19-42, 30-32. 1955年におけるヨーロッパ情勢の「安定化」については石井修、「冷戦の『55年体制』」『国際政治』第100号（1992年8月）35-53頁; Richard W. Stevenson, *The Rise and Fall of Detente: Relaxations of Tensions in US-Soviet Relations, 1953-84*, Urbana: University of Illinois Press, 1985, 62
- 3) Stephen E. Ambrose, *Eisenhower The President* (First Touchstone Edition, paperback ed., New York: Simon & Schuster, 1984); Robert A. Divine, *Eisenhower and the Cold War* (Oxford: Oxford University Press, 1981); Fred I. Greenstein, *The Hidden-Hand Presidency: Eisenhower as Leader*, Baltimore: Johns Hopkins University Press, 1982; Gunter Bishop & Ambrose, *Eisenhower A Centenary Assessment* (Baton Rouge: Louisiana State University Press, 1995); Robert R. Bowie & Richard H. Immerman, *Waging Peace. How Eisenhower Shaped an Enduring Cold War Strategy* (New York: Oxford University Press, 1998); Immerman, "Confessions of an Eisenhower Revisionist: An Agonizing Reappraisal," *Diplomatic History*, 14-3 (Summer, 1990), pp 319-42

核実験禁止条約交渉についても、多くの研究が大統領の果たした役割の重要性を指摘する。後述する1958年4月の核実験査察の技術的問題に関する専門家会議については、ダレスが専門家会議をソ連に対して提案する上で主要な役割を果たしたことは、多くの論者によって確認されている。しかしながら、アイゼンハワー政権の軍縮・軍備管理政策に関する再評価論者の主要な研究では、4月以降の核実験禁止条約交渉に関する政策決定過程における中心は、ダレスではなくアイゼンハワーとされている。これらの研究によれば、1958年8月の核実験一時停止宣言や核実験禁止条約締結の条件を実験の査察に関する合意のみとする翌59年1月の宣言は、国防総省や原子力委員会の抵抗を排して大統領のリーダーシップの下に決定された。これらの理解に従えば、国務長官の役割は大統領の意向を受けて政策実現に努める補助的なものとどまる<sup>5)</sup>。

以上のようなアイゼンハワー再評価論に対して、その行き過ぎを是正しようとするいわゆるポスト再評価論も現れてきている。ポスト再評価論者の多くは、アイゼンハワー政権の政策形成過程において大統領が決定的な役割を果たしていたことを認めつつ、そのリーダーシップの内容やその結果として現れた個々の政策の評価についてはより批判的な立場をとっている<sup>6)</sup>。軍縮・軍備管理政策も例外ではない。一部の論者は、アイゼンハワー政権の下で莫大な核兵力増強が行われ

- 
- 4) Peter J. Roman, "Eisenhower and Ballistic Missiles Arms Control, 1957-1960: A Missed Opportunity?" *Journal of Strategic Studies*, 19-3 (September, 1996), pp. 365-80, 376, H. W. Brands Jr, *Cold Warriors: Eisenhower's Generation and American Foreign Policy*, New York: Columbia University Press, 1988; Charles Albert Appleby, "Eisenhower and Arms Control, 1953-1961: A Balance of Risks," PhD dissertation: Johns Hopkins University, 1987
  - 5) Divine, *Blowing on the Wind: The Nuclear Test Ban Debate, 1954-1960*, New York: Oxford University Press, 1978, 231; Richard G. Hewlett & Jack M. Holl, *Atoms for Peace and War 1953-1961: Eisenhower and the Atomic Energy Commission*, Berkeley: University of California Press, 1989, 543-46; Ambrose, 453-54, 477-80, 491-93; Appleby, 388-89
  - 6) Robert J. McMahon, "Eisenhower and Third World Nationalism: A Critique of the Revisionists," *Political Science Quarterly*, 101-3 (1986), pp. 453-73; Stephen G. Rabe, "Eisenhower Revisionism: A Decade of Scholarship," *Diplomatic History*, 17-1 (Winter, 1993), pp. 97-115; 五十嵐武士「アイゼンハワー政権の対外政策の解剖: その構造的条件と主要な要因に関連させて」『国際政治』第105号(1994年1月)、94-111頁

たことを指摘している。彼らは、アイゼンハワーが軍縮・軍備管理問題に関心を持っていたことは否定しない。しかしながら、大統領自らが軍備管理への関心を明らかにしたにもかかわらず国防総省や軍部の主張する核兵力増強を阻止できなかったことから、再評価論の主張する大統領のリーダーシップの有効性に疑問を投げかけている<sup>7)</sup>。

それに対して他のポスト再評価論者は、アイゼンハワーが本当に軍縮・軍備管理交渉に関心を持っていたのかという問題を提起している。これらの論者は、政権第一期の分析を中心にして、アイゼンハワー政権の軍縮・軍備管理問題に関する様々な提案は、再評価論者の論じるような真剣なものではないと主張している。彼らの議論に従えば、アイゼンハワー大統領自身の対ソ政策は国防総省などの政権内強硬派に近く、ソ連との交渉の可能性については懐疑的であった。したがって1953年の「チャンス・フォー・ピース」演説や国際的原子力平和利用、55年の米ソ相互領空開放は、再評価論者が主張するような米ソ関係改善に向けた出発点としての性格を持つものではなかった。このような提案は、むしろ、米国の国内世論や同盟国、さらには第三世界諸国における軍縮・軍備管理問題への関心の高まりに対応するためのものであり、米国政府のイメージを改善することが主要な目的となっていた。すなわち、アイゼンハワー政権の関心は米ソ冷戦における戦術の一つとしての心理戦にあり、その目的は非共産圏における米国への支持を強化することにあつた<sup>8)</sup>。

以上のようなポスト再評価論者の議論は、もっぱらアイゼンハワー政権第一期、ないしは1955年の「オープン・スカイズ」演説までの政策の分析に基づいている。アイゼンハワー政権第二期の軍縮・軍備管理政策、とくに核実験禁止条約交渉については、ポスト再評価論の立場からはいまだ十分な分析が行なわれているとは言いがたい。唯一の例外と呼ぶうるのはマーサ・ジェーン・スミスの博士論文「アイゼンハワー政権の核実験政策、1953年 - 1960年」である。この論文は、ポ

7) Brands, "The Age of Vulnerability: Eisenhower and the National Insecurity State," *American Historical Review*, 94-4 (October, 1989), pp. 963-89; Roman, *Eisenhower and the Missile Gap* (Ithaca: Cornell University Press, 1995); David Alan Rosenberg, "The Origins of Overkill: Nuclear Weapons and American Strategy, 1945-1960," *International Security*, 7-4 (spring 1983,) pp. 3-71

スト再評価論の立場をとることを明確にして、アイゼンハワー政権が核実験禁止条約を真剣に追求したことはなく、その立場は大統領の見解を反映したものであったと主張している<sup>9)</sup>。しかしながら、スミスの議論はアイゼンハワー政権が一貫してソ連との核実験禁止条約締結を目指していなかったと主張しているのか、それとも何らかの形で核実験継続を図っていたと主張しているのか、論旨が明らかでない。後者の場合、「平和的利用」の名目での核実験継続は、ソ連との核実験禁止条約締結と相容れない主張ではなかった<sup>10)</sup>。アイゼンハワー政権が核実験禁止条約締結を全く受け入れていなかったのか、それとも条約を締結した上で何らかの名目での実験継続の抜け穴を残そうとしていたのか、は1958年以降の米国政府の政策を理解する上ではきわめて重要な問題である。この点を明確にできていないスミスの研究には、明らかな欠陥があるといわざるを得ない。

以上の先行研究をまとめるならば、アイゼンハワー再評価論、ポスト再評価論とも、政策決定過程における大統領の役割に注目しながら、そのリーダーシップや政策の内容については評価を異にしている。それに対する本稿の立場は、以下の二点にまとめられる。第一に、アイゼンハワー再評価論、ポスト再評価論の双方において、やや分析の焦点から外れた観のあるダレスの役割を論ずる。ダレスについては、一般に、軍縮・軍備管理問題については消極的な役割を演じたとの認識がもたれている<sup>11)</sup>。核実験禁止条約交渉も例外ではない。1958年4月の技術

---

8) 心理戦については Peter Lyon, *Eisenhower. Portrait of the Hero*, Boston: Little Brown, 1974; Blanche Wiesen Cook, *The Declassified Eisenhower. A Divided Legacy*, Garden City: Doubleday, 1981 を参照。Kenneth A. Osgood, "Form before Substance: Eisenhower's Commitment to Psychological Warfare and Negotiations with the Enemy," *Diplomatic History*, 24-3 (Summer 2000), pp. 405-33; Klaus Larres, "Eisenhower and the First Forty Days after Stalin's Death: The Incompatibility of Deterrence and Political Warfare," *Diplomacy & Statecraft*, 6-2 (July 1995), pp. 431-69; David Tal, "Eisenhower's Disarmament Dilemma: From Chance for Peace to Open Skies Proposal," *Diplomacy & Statecraft*, 12-2 (June 2001), pp. 175-96

9) Martha Jane Smith, "The Nuclear Testing Policies of the Eisenhower Administration, 1953-1960," PhD dissertation, University of Toronto, 1997, 8-11. アイゼンハワー政権第二期を扱ったポスト再評価論の研究としては、このほかに Jeremi Suri, "America's Search for a Technological Solution to the Arms Race: The Surprise Attack Conference of 1958 and a Challenge for 'Eisenhower Revisionists'," *Diplomatic History*, 21-3 (summer, 1997), pp. 417-51 がある。

10) とくに Smith, 487-502

的問題に関する専門家会議の提案こそ、ダレスが積極的な役割を果たしたことは認められている。しかしながら、このダレスの変化は大統領の影響によるものと理解されることが多い<sup>12)</sup>。また、専門家会議の提案以後、翌59年4月のダレス辞任までの核実験にかかわる政策形成について、アイゼンハワーの指導的役割が認められることは、前述の通りである。その一方でスミスやバンディは、ダレスが、必ずしも大統領の直接の指示によらなくとも、核実験禁止条約交渉に積極的であったことを示唆している。本稿は後者の立場に沿いながら、國務長官が政策形成に果たした役割とその背景を分析する<sup>13)</sup>。

第二に、本稿はダレスの主導した政策転換の目的を分析することによって、アイゼンハワー政権の軍縮・軍備管理政策に関するポスト再評価論の議論を検討する。ポスト再評価論は、たしかに、アイゼンハワー政権の軍縮・軍備管理政策に対する理解を深める役割を果たしている。後に詳述するとおり、本稿のテーマであるダレスの軍縮・軍備管理政策転換は、同盟国の国内世論や第三世界諸国の見解に配慮した、心理戦の性格を強く有していた。軍縮・軍備管理政策の直接の目的が必ずしも対ソ関係改善や核実験の中止にはなかったという点で、1958年の政策転換も、ポスト再評価論の主張に合致する。

しかしながら、この政策転換以降の軍縮・軍備管理政策における変化にも目を向けるならば、政策形成の動機に焦点を当てるポスト再評価論の分析はその限界を明らかにする。1958年は米国の軍縮・軍備管理政策における重要な転換点であった。すなわち、この年以降米国政府は、通常兵力削減、核兵器制限などを盛

- 
- 11) 國務長官としてのダレスを扱った伝記的研究では、この問題はほとんど言及されていない。Townsend Hoopes, *The Devil and John Foster Dulles*, Boston: Little Brown, 1973; Immerman, ed., *John Foster Dulles and the Diplomacy of the Cold War*, Princeton: Princeton University Press, 1990; Idem, *John Foster Dulles: Piety, Pragmatism, and Power in U.S. Foreign Policy*, Wilmington: Scholarly Resources Inc., 1999
  - 12) Thomas F. Soapes, "Cold Warrior Seeks Peace: Eisenhower's Strategy for Nuclear Disarmament," *Diplomatic History*, 4-1 (winter, 1980), pp. 57-71, 66; Divine 1978, 178
  - 13) Bundy, 331-32, Ambrose, 453-54; Smith, 360, 381-86, 412-14. その他、ダレスの評価見直しを試みた研究としては William P. Snyder, "Dean Rusk to John Foster Dulles, May-June 1953: The Office, the Fist 100 Days, and Red China," *Diplomatic History*, 7-1, pp. 79-86

り込んだ包括的な軍備削減条約を目標とする従来の立場を完全に放棄し、核実験禁止問題という単独の争点に限定した交渉に入ったのである。1958年以前のアイゼンハワー政権は、通常兵力と核兵器を一括して規制の対象とする包括的軍備削減条約を究極的な目標とする態度を明らかにしていた。1955年の「オープン・スカイズ」演説のように、実際には限られた分野でのソ連との合意を目指すことが多かったが、その場合でも提案された限定的協定は将来の包括的軍備削減条約に向けた出発点と位置づけられていた。したがって、1957年まで東西交渉の主要な枠組みとなった国連軍縮委員会ロンドン小委員会（以下、軍縮小委員会）においても、米国を含めた西側諸国は、包括的軍備削減にいたる段階的軍縮・軍備管理提案を提示していた<sup>14)</sup>。1957年8月に提出されたいわゆる西側パッケージ提案は、包括的軍備削減に言及こそしていないものの、依然として通常兵力の削減や核分裂性物質の生産停止、核実験停止などの措置を盛り込んでおり、争点ごとに分割した交渉には応じていなかった<sup>15)</sup>。1958年に始まるジュネーヴ核実験停止条約交渉は、その他の争点における交渉の進展とのリンケージが放棄されたという点で、それ以前の米国軍縮・軍備管理政策とは一線を画している。

さらに、ジュネーヴ交渉の過程で、米国政府は1963年の部分的核実験禁止条約と同程度、ないしはそれより広い範囲の核実験を禁止する条約締結の用意があることを明らかにした。まず、ジュネーヴ交渉開催と同時に、米国政府は英国政府とともに核実験のモラトリアムに踏み切り、軍事目的の核実験はアイゼンハワー政権の任期満了まで行われなかった。翌59年4月、米国政府は大気圏内での核実験を禁止する条約締結、すなわち部分的核実験禁止条約とほとんど同一の条約締結をソ連側に提案した。それが拒否された後も交渉は決裂せず、1960年5月に予定されていたパリ四カ国首脳会談直前には、大気圏内の核実験および査察により

---

14) 具体的には、Declaration by the United States, the United Kingdom, France, and Canada, Made in the Disarmament Subcommittee, May 4, 1956, *Documents on Disarmament 1945-59* (hereafter *DD*), Vol. I, Washington: Department of State, 1960, pp. 625-26; Policy Recommendation Prepared by the Chairman of the Delegation to the Subcommittee of the United Nations Disarmament Commission (Stassen), *Foreign Relations of the United States* (hereafter *FRUS*) 1955-57, XX, pp. 504-10

15) Western Proposals for Partial Measures of Disarmament, August 29, 1957, *Department of State Bulletin*, September 16, 1957, pp. 451-55

検出可能な地下核実験を禁止し、検出不可能な規模の地下核実験を自主的に停止する、という大筋で米国政府はソ連政府との合意に達していた。米国政府による核実験禁止条約提案には、あらゆる種類の核実験全廃は含まれていなかった。また、いずれかの核実験禁止条約が受け入れられたとしても、それは必ずしも将来的な軍備削減につながるものでもなかった。にもかかわらず、アイゼンハワー政権末期に部分的核実験禁止条約に匹敵する条約締結の用意ができていたことは、アイゼンハワー政権が軍縮・軍備管理問題に真剣に取り組まなかったとするポスト再評価論の議論に必ずしも合致していないのではないだろうか。

以上の認識を基に、本稿は1958年に國務長官によって主導された核実験禁止条約に関する政策転換に焦点をあて、主にワシントンの国立公文書館とカンザス州アピリーンのアイゼンハワー大統領図書館に所蔵されている米国政府の公文書および私文書に基づいた米国政府の政策決定過程を分析する。本稿の議論は、政策転換の主要な動機に関するポスト再評価論の議論の有効性を確認しながらも、ダレスがもたらした長期的なインパクトはこれら論者が想定するよりも大きなもので、その後の米ソ「軍備管理」交渉の基礎を築いたと論ずる。

### Ⅲ ダレス國務長官のイニシアティヴ

まず、1958年の政策転換におけるダレスの役割を、それぞれの政策形成過程を簡単に検討することによって確認する。國務長官が最初にイニシアティヴをとったのは、1958年3月、ソ連が近日中に核実験の一方的停止を宣言するとの情報を基に、米国政府がそれに先んじることを提案したときのことであった<sup>16)</sup>。更なる核兵器開発への影響を理由にモラトリアムに反対する国防総省と原子力委員会に対して、國務長官は国際世論における米国のイメージが軍事優先主義的かつ好戦的なものになってきており、国際世論に好影響を与えるための「何らかの重要なジェスチャー」が必要であると反論した。大統領も、数年間にわたる核実験の停

16) Telephone Call to the President (in Augusta), March 23, 1958, 1:40 p.m., Box 12, White House Telephone Conversation subseries, Telephone Conversation series (thereafter WHTC), Papers of John Foster Dulles (thereafter PJFD), Dwight D Eisenhower Library, Abilene, KS (thereafter DDEL); Ambrose 448-51; Bundy, 331-32

止を宣言する用意がある、との意見を明らかにした。しかしながら、統合参謀本部のナーサン・トワイニング (Nathan Twining) 議長が、核実験のモラトリアムは同盟国に米国政府がおびえているとの印象を与える、と述べると、会議の流れは一変する。大統領、國務長官ともこの議論の妥当性を認め、ダレスは自ら提案を撤回した<sup>17)</sup>。國務長官は、まもなく政策変更に向けた努力を再開したが、関係省庁の事務レベル折衝でも国防総省と原子力委員会の抵抗のために進展が見られなかった<sup>18)</sup>。

そこでダレスは、新たに指名された國務長官軍縮問題顧問会議を利用して政策転換を図った<sup>19)</sup>。4月26日の第二回会談でダレスは、軍縮問題顧問と主要閣僚を前に、前年8月の西側パッケージ提案を項目ごとに分割して、その中からとくに核実験禁止問題を取り上げてソ連との交渉を進めるという自らの主張を説明した。ダレスは、ソ連との交渉で何からの行動をとらなければ「今後数年間で日本、西独、英国を失うかもしれない」との危機感を顕わにし、対ソ交渉が進展する可能性があるのは核実験禁止問題のみであると主張して、軍縮問題顧問たちの支持を得た。この二日後、アイゼンハワー大統領はフルシチョフ (Nikita S. Khrushchev) ソ連首相に核実験の査察に関する技術的問題の検討を改めて提案、ソ連側がこれを受け入れて、専門家による国際会議が7月1日よりジュネーヴにて開催されることとなった<sup>20)</sup>。

- 
- 17) Memorandum of Conference with the President, March 24, 1958, Box 31, DDE Diaries series (thereafter DDED), Ann Whitman File (thereafter AWF), DDEL; Memorandum of Conversation with the President, March 24, 1958, Box 6, White House Memoranda series (thereafter WHM), PJFD, DDEL. なお、ソ連は実際に核実験の一方的停止を3月31日に発表した。*Bulletin*, April 21, 1958, pp. 647-48
- 18) Memorandum of Conversation, April 9, 1958, Central Decimal File (thereafter CDF) 611.0012/4-958, Record Group 59 (thereafter RG 59), National Archive, College Park, MD (thereafter NARA), Interim Report of the Working Group on Disarmament Policy, undated, *FRUS 1958-60*, III, pp. 601-02, Disarmament Document Series, Memo #9, "Minutes of Special Working Group on Disarmament," April 21, 1958, CDF 600.0012/4-2158, RG 59, NARA
- 19) 軍縮顧問会議のメンバーはロヴェット (Robert Lovett) 元国防長官、マックロイ (John J. McCloy) 元西ドイツ高等弁務官、グリュエンタール (Alfred Gruenther) 前北大西洋条約機構 (NATO) 軍総司令官、およびスミス (Walter Bedell Smith) 元國務次官、初会合は4月8日に開かれた。

この1958年4月は、アイゼンハワー政権の軍縮・軍備管理政策における転換点の一つと位置づけることができる<sup>21)</sup>。このことは、軍縮問題顧問との会談および専門家会議の提案それ自体の重要性を必ずしも意味するものではない。軍縮問題顧問はあくまでも非公式な諮問会議にとどまった。また、専門家会議については、実際の会議開催までにソ連との間に更なる曲折を克服しなければならなかった<sup>22)</sup>。しかしながらこれらの決定の結果、何らかの核実験制限受け入れはやむをえないという認識が、政権内に定着するようになっていた。実際、専門家会議の最終報告形成をにらんだ國務長官が8月上旬に核実験禁止条約交渉受け入れを政府方針とするよう求めたとき、政策変更の必要性自体は議論の対象とはならなかった。軍縮問題顧問と専門家会議は、政権内の合意形成に一定の貢献をしたといえる<sup>23)</sup>。

8月上旬に相次いで開かれた閣僚会議で國務省は、条約が発効してから3年間（これは後にダレス自身によって2年間に短縮される）すべての核実験禁止に合意すること、ただし査察と核分裂性物質の軍事用生産停止に関する進展がなければ実験は再開される、との方針を示した<sup>24)</sup>。これに対して、新たに原子力委員会委員長に就任したジョン・マッコーン (John A. McCone) は、地下核実験を規制

20) Memorandum of Conversation, April 28, 1958, CDF 600 0012/4-2858, RG 59, NARA, Memorandum for the President, April 30, 1958, Box 6, WHM, PJFD, DDEL; Letter Eisenhower to Khrushchev, April 28, 1958, *DD*, II, pp. 1006-07; Letter Khrushchev to Eisenhower, May 9, 1958, *ibid*, pp. 1036-41. アイゼンハワーはすでに4月上旬に専門家会議を提案していたが、ソ連側はいったん拒否していた。Letter Eisenhower to Khrushchev, April 8, 1958, *ibid*, pp. 982-85; Letter Khrushchev to Eisenhower, April 22, 1958, *ibid*, pp. 997-1004. 専門家会議に向けた準備と会議の経過については Harold Karan Jacobson, and Eric Stein, *Diplomats, Scientists, and Politicians - The United States and the Nuclear Test Ban Negotiations*, Ann Arbor: University of Michigan Press, 1966, 54-81.

21) 同様の見解を取っているのは Divine 1978, 206; Hewlett & Holl, 481, Bundy, 332, Ambrose, 453-54

22) Divine 1978, 217

23) Appleby, 268-71, 274 Note 35 を参照。

24) Memorandum Philip Farley to Dulles, August 1, 1958, Enclosure #2 of Letter Under Secretary of State Christian A. Herter to James R. Killian, August 5, 1958, *FRUS 1958-60*, III, pp. 619-23. ジュネーヴ専門家会議の進展に伴い、米国代表団および駐ソ・駐英大使からも更なる政策変更が推奨されていた。Denuc Geneva 103 to Dept, July 25, 1958, *FRUS 1958-60*, III, Microfiche Supplement (thereafter MS), #342; Moscow 248 to Dept, July 26, 1958, *ibid*, #343; London 661 to Dept, July 30, 1958, *ibid*, #344

の対象から除外すること、ないしは一年当たりの放射性廃棄物が1メガトンを超えない範囲の地上での核実験を認めるよう主張していた<sup>25)</sup>。アイゼンハワーも、地下核実験を除いた全ての核実験禁止を想定していた<sup>26)</sup>。国防総省はやや立場を異にし、ジュネーヴ専門家会議が提案する査察システムで確実に検出できる5キロトンの「最低基準」以下の地下核実験を行う自由を確保するとの立場をとった<sup>27)</sup>。新たに安全保障問題担当大統領特別補佐官に就任したゴードン・グレイ (Gordon Gray) も、国務省の提案は「安全対策を講じた」軍縮・軍備管理を承認した当時の政府方針に合致しないとして、国務省の提案に難色を示していた<sup>28)</sup>。

以上のような消極的見解に対してダレスは、米国の国際的なイメージがきわめて悪化しており、同盟関係が破綻しかねないと述べて核実験の継続がもたらす政治的なコストを強調した。そして、この状況を改善するためには決定的な一歩を踏み出さなければならないとして、すべての核実験禁止を受け入れるよう求めた。さらに国務省は、8月15日に一層の政策変更を提案、条約の発効と同時にではなく、条約交渉が始まると同時に12ヶ月の一方的核実験停止を宣言するとの方針を用意し、関係省庁の早急な合意を求めた<sup>29)</sup>。この新たな国務省提案に対して、国防総省と原子力委員会は政治的考慮から一方的核実験停止が必要になることは認めつつ、地下核実験を例外とするよう求めた。とくにマッコーンは、全ての核実験停止は国際情勢の求めるところではなく、米国の国益にも合致していないとして、国務省案は行き過ぎであると主張した。しかしながらアイゼンハワーは、核実験停止は相対的に米国に有利であるというジェームズ・キリアン (James R. Killian) 科学技術問題担当大統領特別補佐官の議論を基に国務省の提案を承認し

---

25) Memorandum of Conversation with Mr. John McCone (by John F. Dulles), July 30, 1958, MS #345; Memorandum of Conversation, August 13, 1958, Box 9, Secretary's and Under Secretary's Memoranda of Conversation, Lot 64 D 199 (thereafter SUSMC), RG 59, NARA; Hewlett & Holl, 487-88, 543

26) Memorandum of Conversation with the President, August 12, 1958, Box 7, WHM, PJFD, DDEL

27) Memorandum of Conversation, August 8, 1958, Box 9, SUSMC, RG 59, NARA

28) Memorandum of Conversation, August 15, 1958, CDF 700.5611/8-1558, RG 59, NARA

29) Memorandum of Conversation, August 8, 1958, Box 9, SUSMC, RG 59, NARA; Memorandum of Meeting, 12:00 noon, August 15, 1958, CDF 600 0012/8-1558, RG 59, NARA

た。マッコーンは原子力委員会の総意として反対を表明したが、大統領は最大限の政治的利益を得ることが必要との立場を譲らなかった<sup>30)</sup>。

しかしながら、8月22日の大統領声明が省庁間の対立を解消したわけではなかった。とくに問題となったのは、核実験禁止問題とそれ以外の提案とのリンケージであった。8月22日の大統領声明は、核実験停止継続の条件として、第一に査察システムの設置とその効率的な運用、第二に核実験禁止以外の軍縮・軍備管理問題について「満足のいく進展が見られること」を挙げていた。国務省は、核実験禁止条約の条文中で第二の条件である「満足のいく進展」を定義することは不可能であり、また、定義の問題でソ連との交渉が停滞することも望ましくないと、条約交渉の場でこの問題を取り上げることは消極的になっていく。しかし、国防総省や原子力委員会、さらにグレイは「満足のいく進展」の欠如が条約の失効につながることを条文中に明記するよう求め、これが米国政府の方針となった<sup>31)</sup>。

ひとたび核実験禁止条約交渉が始まると、国務省が予想したとおり、核実験禁止とその他の提案とのリンケージには、ソ連からの批判が集中した。米国代表団と英国政府は再三米国政府に再考を求め、それに応じる形で、ダレスが政策変更の必要性を認めるようになる<sup>32)</sup>。彼は、大統領に対する状況報告の席で、ソ連側が査察問題では譲歩の姿勢を示しているのに対し、リンケージの問題では全くそ

30) Record of Meeting, "Revision of U.S. Position on First Phase Disarmament," August 18, 1958, *FRUS 1958-60*, III, pp. 644-46; Memorandum of Conference with the President, August 18, 1958, Box 35, DDED, AWF, DDEL; Appleby, 281-85; Ambrose, 477-80. なお、8月上旬に軍縮政策の転換が政権内で問題となって以来、キリアンはその積極的な支持者であった。上記の史料に加えて、Memorandum of Conference, August 4, 1958, Box 4, Subject File - White House, White House Office, Office of the Staff Secretary (thereafter OSS), DDEL.

31) Statement by President Eisenhower: Experts' Report on Detection of Nuclear Tests, August 22, 1958, *DD*, II, pp. 1111-12; Memorandum, Farley to Dulles, October 10, 1958, Box 88, Documents Relating to Disarmament, Lot 58 D 133 (thereafter Disarmament), RG 59, NARA; Memorandum of Conversation, October 16, 1958, Box 10, SUSMC, RG 59, NARA.

32) Memorandum of Conversation, November 18, 1958, CDF, 700.5611/11-1858, RG 59, NARA; Minute PM 58/86 from Foreign Secretary, October 14, 1958, PREM 11/2565, Public Record Office, Kew (thereafter PRO), Nusup 73 Dept to Geneva, November 17, 1958, CDF 700.5611/11-1758, RG 59, NARA.

の兆候が見られないとし、新たな政策決定を行う必要があると説明した。アイゼンハワーはこれに答えて、リンケージを放棄する用意があるとの見解を示した。査察システムの設置のみを核実験停止継続の条件とすべきとする国務省の提案は、1958年12月末から閣僚レベルで本格的に議論されたが、国防総省も原子力委員会も強硬な反対姿勢を打ち出さず、リンケージ放棄は翌59年1月19日に発表に至った<sup>33)</sup>。もっとも、この頃よりジュネーヴ専門家会議の合意した査察システムの有効性が疑問視され始め、「最低基準」の問題が再燃しつつあったので、米国政府の政策論争がこの決定によって全て解決したわけではない<sup>34)</sup>。

以上の分析から、1958年から翌59年1月までにジュネーヴ核実験禁止条約交渉に関して示された米国政府の方針変更が、もっぱらダレスと国務省のイニシアティブによって進められたことは明らかである。それが可能になった背景には、もちろん、アイゼンハワーの協力と支持があった。しかしながらこのことは、ダレスの主導的役割を否定するものではない。実際、確実に検出できるか否かにかかわらず全ての核実験停止を主張したダレスの立場は、アイゼンハワーの立場とは微妙な相違を見せている。核実験停止の技術的可能性に関する検討委員会報告（いわゆるベーセ報告）を討議した1958年4月3日の国家安全保障会議（NSC）の席上、大統領は地下核実験を検出することの難しさに強い印象を受けたと述べた。その後も大統領は地下核実験を容認するかのような発言を行ない、「大気圏内」の核実験を禁止するゴア（Albert Gore）上院議員の提案にも好意的な姿勢を見せていた<sup>35)</sup>。もしアイゼンハワーの意見が一連の政策形成にもっと大きな影

---

33) Memorandum of Conversation with the President, November 30, 1958, Box 16, Chronological File, PJFD, DDEL; Memorandum of Conversation, December 30, CDF 700.5611/12-3058, RG 59, NARA; Memorandum of Conference with the President, January 12, 1959, Box 38, DDED, AWF, DDEL; Hewlett & Holl, 552; Appleby, 301-02; Ambrose, 492-93

34) James R. Killan, Jr., *Sputnik, Scientists, and Eisenhower. A Memoir of the First Special Assistant to the President for Science and Technology*, Cambridge, MA: the MIT Press, 1977, 170-72; Hewlett & Holl, 549-53; Letter McCone to Herter, December 23, 1958, attached to Memorandum of Conversation, December 30, 1958, CDF 700.5611/12-3058, RG 59, NARA; "Suggested Agenda for Meeting of Geneva Nuclear Test Negotiations," December 30, 1958, Box 88, Disarmament, RG 59, NARA; Letter Acting Secretary of Defense Donald A. Quarles to Dulles, December 30, 1958, CDF 600.0012/12-3058, RG 59, NARA

響を与えていたとしたら、米国政府の方針からは地下核実験の停止が除かれていたのではないだろうか。この研究では地下核実験に対する態度の相違に着目して、ダレス独自のイニシアティブ、これは大統領の意思に反してという意味ではないが、それを強調したい。

#### IV 政策形成過程における同盟関係の影響

それでは、なぜダレスは軍縮・軍備管理政策における政策変更のイニシアティブをとり、なぜ核実験禁止条約を選択したのだろうか？ 第一に指摘しておかなければならないことは、1958年以前からダレスは、一部の研究者が主張するような、ソ連との軍縮・軍備管理交渉に対する強硬な反対派ではなかったことである。たしかにダレスは、1958年2月まで軍縮問題担当大統領特別補佐官を務め、積極的な軍縮・軍備管理交渉の唱道者であったハロルド・スタッセン (Harold E. Stassen) とは対立関係にあった。しかし同時にダレスとスタッセンは、すでに核保有国であった米英ソ以外の国々に核兵器が拡散することに対する警戒感を共有していた。それゆえ、軍縮小委員会における交渉が大詰めを迎えた1957年春には、ダレスは核兵器制限に関するスタッセンの政策提言に反対しなくなっていた<sup>36)</sup>。国務長官が軍縮・軍備管理政策における主導的役割を担うようになったのは1958年春からであり、この変化をある研究者に倣ってダレスの「改宗」と呼ぶことは適切であろう<sup>37)</sup>。しかしながら、軍縮・軍備管理問題に関するダレスの態度の連続性を見逃すべきではないことを、まず確認したい。

また、ダレスが徐々に核兵器とその有用性について新たな見解を持つようになっていたことも、指摘しておかなくてはならない。1958年春に行われた例年の安全保障基本政策再検討の際に、ダレスは米国政府の安全保障政策に対する不安

35) Discussion at the 361 st NSC Meeting, April 3, 1958, *FRUS 1958-60*, III, pp. 585-89; Memorandum of Conversation with the President, August 12, 1958, Box 7, WHM, PJFD, DDEL; Memorandum of Conversation with the President, November 18, 1958, *ibid.* ベーセ報告については Report of NSC Ad Hoc Group on the Technical Feasibility of a Cessation of Nuclear Testing, March 27, 1958, Box 2, Briefing subseries, NSC series, White House Office, Office of the Special Assistant for National Security Affairs Records, DDEL; Killian, 154-56 ゴア提案については Divne 1978, 244-45.

が同盟国に広がっていることを指摘している。対策として国務長官は、これらの国々に世界的な核戦争以外にソ連に対する防衛能力を持っているという「幻想」は最低でも与えなくてはならないと述べた。このことはもちろん、アイゼンハワー政権の基本的な安全保障政策である「ニュールック」戦略をダレスが批判したということではない。しかしながら、国務長官が核兵器の持つ政治的なインパクトを認識し、核兵器が簡単には使えない兵器になりつつあることを理解しつつあったことは、ダレスが軍縮・軍備管理問題により積極的に取り組む一因になったと考えられる<sup>36)</sup>。

その上でなぜ、1958年初頭から春という時期にダレスは政策形成のイニシアティブをとったのであろうか？大きく二つの要因が考えられる。第一に、早期首

---

36) ダレスとスタッセンの対立については、Brands 1988, 141-44; Hoopes, 140; Alexander Beam Kirby, "Childe Harold's Pilgrimage A Political Biography of Harold Stassen," PhD Dissertation to the George Washington University, 1992, 410-11. 核実験の問題に対するスタッセンとダレスの協調については、例えば、Informal Record of a Meeting, May 16, 1957, CDF 600.0012/5-1657, RG 59, NARA; Informal Record of a Meeting, May 24, 1957, *FRUS 1955-57*, XX, pp. 545-50; Shane Maddock, "The Fourth Country Problem Eisenhower's Nuclear Nonproliferation Policy," *Presidential Studies Quarterly*, 28-3, summer, 1998, pp. 553-72, especially 559-60; 拙稿「同盟と核軍縮の狭間で：1957・58年における米国軍縮政策とドイツ問題」【一橋論叢】123-1、2000年1月、131-47頁、p. 139. なお、アイゼンハワー政権は西ヨーロッパの同盟国への核兵器供与に積極的であり、核弾頭の事前貯蔵と中距離弾道弾ミサイル (IRBM) 配備を通じて核兵器の拡散を進めた、これらの国々が核兵器を保有することにも否定的ではなかった、とする議論が存在する。Marc Trachtenberg, *A Constructed Peace The Making of the European Settlement, 1945-1963*, Princeton: Princeton University Press, 1999, esp. 193-215 これに対する反論は本稿の直接の目的ではないが、次の三点は指摘しておきたい。(1) 核兵器の事前貯蔵には西ヨーロッパ諸国が独自に核兵力の開発を進めることを抑止する役割があった。NSC 5803 "Statement of U.S. Policy toward Germany," February 7, 1958, *FRUS 1958-60*, IX, pp. 631-44; Polto 2765 to Dept, May 21, 1957, Box 6, Dulles-Herter series, AWF, John Foster Dulles Papers, Eisenhower Library (thereafter JFDP/DDEL), Seeley G Mudd Library, Princeton, NJ (thereafter SGML); (2) 大統領も西独への IRBM 配備に固執していたとは言えず、対ソ交渉の中でこの点について譲歩する意思を示している。Memorandum of Conference with the President, April 23, 1959, Box 3, Subject File - State Department, OSS, DDEL; Memorandum of Conference with the President, April 27, 1959, Box 40, DDED, AWF, DDEL; (3) トラクテンバークが自らの議論の根拠の一つとしている自己防衛のための兵力自由使用は、無制限な攻撃対象の選択を意味しない。Memorandum of Conversation, November 21, 1957, Box 7, SUSMC, NARA.

37) Bundy, 334. 類似した認識は、Appleby, 353 にも現れている。

脳会談の実現と中部ヨーロッパの非核化（ラバツキ計画）支持を打ち出したソ連の外交攻勢に対して、1957年12月の北大西洋条約機構（NATO）首脳会談の席上、多くのヨーロッパ諸国がソ連とのより積極的な外交交渉を求めたことである<sup>39</sup>。とくに英国政府は、西側からの逆提案の基礎になりうるとしてラバツキ計画に理解を示し、政府内でヨーロッパにおける兵力引き離しの検討を進めた。年が改まった後も、マクミラン（Harold Macmillan）首相は中部ヨーロッパに非核・兵力制限地域を設ける兵力引き離し構想に関心を示しており、3月中旬には内閣防衛委員会にこの問題に関する覚書が提出されている<sup>40</sup>。

ドイツ連邦共和国（以下、西独）政府も、英国とは異なる立場から、米国政府により柔軟な外交政策を求めた。たとえば、1957年11月に訪米したブレンターノ（Heinrich von Brentano）外相は、NATO首脳会談の席で、査察に関する合意が得られさえすれば軍縮・軍備管理交渉を進める用意があることを明らかにすべしと主張した。また翌58年5月、アデナウアー（Konrad Adenauer）首相はヨーロッパ諸国に首脳会談への期待が高まっていることを強調し、その際の議題としては軍縮・軍備管理問題が重要であると指摘した。ダレスが、政治的問題の解決なくして軍備削減は困難であると述べると、アデナウアーはこれを「正統な根拠のない悲観主義」と批判している<sup>41</sup>。アデナウアーは、すでに1956年7月に倫理

- 
- 38) Discussion at the 364 th NSC meeting, May 1, 1958, *FRUS 1958-60*, III, pp. 79-97; John Lewis Gaddis, "The Unexpected John Foster Dulles: Nuclear Weapons, Communism, and the Russians," Immerman ed 1990, pp. 47-77, 49-58, esp 57-58; Immerman 1999, 172-77
- 39) ラバツキ計画については、Address by the Polish Foreign Minister (Rapacki) to the General Assembly, extract, October 2, 1957, *DD*, II, pp 889-92, Letter Bulganin to Eisenhower, December 10, 1957, *ibid*, pp. 918-26; David Stefancic, "The Rapacki Plan: A Case Study of East European Diplomacy," *East European Quarterly*, 21-4 (January 1988), pp. 401-12 西欧諸国の交渉を求める主張については Polto 1779 to Dept, December 17, 1957, *FRUS 1955-57* IV, pp. 232-42; Polto 1790 to Dept, December 17, 1957, *ibid*, pp. 244-48, Philip Nash, *The Other Missiles of October: Eisenhower, Kennedy, and the Jupiters, 1957-1963*, Chapel Hill. University of North Carolina Press, 1997, 12-33; David N Schwartz, *NATO's Nuclear Dilemmas*, Washington, D.C.: Brookings Institution, 1983, 62-81
- 40) Message Macmillan to Eisenhower, January 2, 1958, *FRUS 1958-60*, VII, pp. 794-99; Memorandum D(58)11 by the Secretary of State for Foreign Affairs, "European Security," March 17, 1958, CAB 131, PRO; Brian White, *Britain, Détente and Changing East-West Relations*, London Routledge, 1992, 59-60

的観点から核兵器の削減を主張し、アメリカ政府上層部に強い印象を残していた<sup>42)</sup>。西独政府やアデナウアーがどこまで真剣に軍縮・軍備管理交渉の促進を願っていたかは別として、ダレスが西独の軍縮・軍備管理問題に対する積極的な関心を意識していたことは間違いない。実際ダレスは、同盟国の政府やそれぞれの国内世論の目に、ソ連との外交、なかんずく軍縮・軍備管理問題で、硬直した態度を取り続ける米国政府がどのように映るのか、憂慮する発言を繰り返していた。同盟国の政府および世論に対する考慮が、ダレスに政策変更の必要性を認識させた主要な要因の一つであったといえるだろう<sup>43)</sup>。

第二の要因として、ソ連の外交攻勢に有効に対処できない状況に、アイゼンハワーが苛立ちを募らせていたことが挙げられる。一方で大統領は、ソ連の要求する首脳会談やラパツキ計画には否定的な態度をとっていた。同時にアイゼンハワーは、国際世論における米国のイメージが悪化することを警戒し、新しい提案によって否定的なイメージを払拭しようとしていた。したがって、ダレスがソ連との交渉に消極的な姿勢を示していた1958年の初め、大統領は国務長官に対して徐々に不満を強めていた。1月末には側近のグッドパスター (Andrew J. Good-

---

41) Memorandum of Conversation, November 21, 1957, *FRUS 1955-57*, IV, pp. 193-206; Letter Dulles to Adenauer, May 22, 1958, Box 16, Chronological series, JFDP/DDEL, SGML; Letter David Bruce to Dulles, June 12, 1958, CDF 600.0012/6-1258, RG 59, NARA アデナウアーの主張については、これを真剣なものとして受け止める解釈と、国内の反核運動の高揚に対処したに過ぎないとする否定的な議論とがある。前者の例として Jill Davey Colley Kastner, "The Ambivalent Ally: Adenauer, Eisenhower and the Dilemmas of the Cold War, 1953-1960," PhD Dissertation: Harvard University, 1999, 195-205. 後者の例としては Hans-Peter Schwarz, *Konrad Adenauer: German Politician and Statesman in a Period of War, Revolution, and Reconstruction*, vol. II. *The Statesman, 1952-67*, translated by Geoffrey Penny, Providence: Berghahn, 1997, 347-50. 西独国内の反核運動については、Mark Cioc, *Pax Atomica: The Nuclear Defense Debate in West Germany during the Adenauer Era*, New York: Columbia University Press, 1988

42) Letter Adenauer to Dulles, July 22, 1956, Box 5, WHM, JFDP/DDEL, SGML; Memorandum of Conversation with the President, August 11, 1956, *ibid*; Discussion at the 325th NSC Meeting, May 27, 1957, *FRUS 1955-57*, XIX, pp. 488-507 ただし、このアデナウアーの書簡が、米国政府はヨーロッパの通常兵力削減を計画中であるとの新聞報道 (いわゆるラドフォード計画) に対抗する形で記されたものであることは留意されるべきである。Hans-Jürgen Grabbe, "Konrad Adenauer, John Foster Dulles, and West German-American Relations," Immerman ed 1990, pp. 109-32, 129-30; Schwarz, 234-36; Kastner, 150-54

poster) にダレスに対する批判を内々に述べるにとどまったが、大統領が自ら発案した10,000人のロシア人留学生受け入れに國務長官が難色を示すと、大統領の自制心は揺らいだ。大統領はダレスに、ソ連側を驚かせるような、現在の行き詰まりを打開するものを何でも良いので求めていると述べ、新たな提案を示すよう強い言葉で迫ったのである<sup>44)</sup>。このような大統領からの圧力が、ダレスが新たな政策提言を模索するインセンティブになったと考えられる。しかしこのことは、前述した政策提言の内容に関する國務長官の主導的役割を必ずしも否定するものではない。

以上の議論からは、核実験禁止条約交渉に関するダレスのイニシアティブは、米ソ関係への危機感というよりは、同盟関係や国際世論への配慮、あるいは政権内部における自らの立場の維持といった目的によって動機付けられていたように見える。このことは、前述のポスト再評価論の議論に合致するものであると言える。ダレスが、核実験禁止問題を米ソ交渉の突破口に選んだ理由についても、同じように同盟関係への配慮が確認できる。1960年代以降の米ソ交渉が核兵器の問題を中心に議論されたために、ダレスが核実験禁止条約交渉にまず着手したことは当然とみなされるのかもしれない。しかしながら、1958年当時進展が期待されていた軍縮・軍備管理問題は、核実験禁止条約交渉に限らなかった。同年3月にダレス自身、核実験の禁止または制限、宇宙利用の規制、またはヨーロッパの航空および地上査察の三分野でソ連との合意が可能かもしれないと述べている<sup>45)</sup>。とくにヨーロッパの相互査察は、軍縮小委員会の席上ソ連政府が強い興味を示していたヨーロッパにおける兵力制限・相互査察地域設置につながりうる問題で、ソ連政府が強い関心を抱くことが予想された。ラバツキ計画も広い意味でヨーロッパ査察地域を目指す提案といえよう。ダレスもまた、4月8日の軍縮問題顧

43) アイゼンハワー政権の外交政策における同盟の役割について、松岡完「1950年代アメリカの同盟再編戦略：統合の模索」『国際政治』第105号（1994年1月）、80-93頁

44) Diary - January 24, 1958, Box 9, Ann Whitman Diary series, AWF, DDEL, Telephone Call from the President, February 9, 1958, 4:00 p.m., Box 12, WHTC, PJFD, DDEL; Ambrose, 440-46

45) Memorandum of Conversation, March 19, 1958, Box 8, SUSMC, RG 59, NARA

問との会談の席で、相互査察などを通じて米ソ双方がより安心感を得られるようにしなければ、意味のある軍備削減は不可能であると述べている<sup>46)</sup>。したがって米国政府が、核実験禁止条約ではなく、ヨーロッパ相互査察設置で対ソ交渉の現状打開をもくろむ選択肢も存在していた。

米国政府の観点からすると問題であったのは、ヨーロッパ相互査察において対ソ交渉の進展を模索した場合、米国政府は西独政府との関係悪化を覚悟せざるを得ない、という点であった。この問題が1957年に軍縮小委員会では協議されたとき、アデナウアーは強い反発を明らかにし、ダレス自身が調整に乗り出さなければならぬ事態が起こっていた<sup>47)</sup>。そもそも、1955年のジュネーブ首脳会談以来、西側諸国はドイツ再統一問題の解決なくしてはヨーロッパ安全保障の交渉に応じることはできないとの立場をとっており、これは西独政府に対する公約にもなっていた。したがって、西独政府の了承なしにソ連との議論を進めれば、アデナウアー政権から強い反発は避けられなかった。さらに、米国政府がヨーロッパ相互査察の協議を一方向的に進めた場合、西側諸国の再統一問題への協力を前提として西側との同盟政策に支持を取り付けてきたアデナウアー政権の国内基盤が揺るぎ、西独のNATO加盟そのものが危険にさらされる可能性も懸念されていた<sup>48)</sup>。

同盟国、とくに自ら核兵力を開発しようとする国々からの反発を受ける可能性は、核実験禁止条約交渉にも存在した。英国はすでに核実験を実施しており、フランスもその準備を進めていたので、米ソの核実験禁止条約交渉がこの二カ国の

---

46) ソ連側の提案として、Soviet Proposal Introduced in the Disarmament Subcommittee : Draft Agreement on the Reduction of Conventional Armaments and Armed Forces, March 27, 1956, *DD*, I, pp. 603-07 ; Declaration of the Soviet Government Concerning the Question of Disarmament and Reduction of International Tensions, November 17, 1956, *ibid*, pp. 721-29 ; Soviet Proposal Introduced in the Disarmament Subcommittee : Reduction of Armaments and Armed Forces and the Prohibition of Atomic and Hydrogen Weapons, March 18, 1957, *DD*, II, pp. 752-57 ; Soviet Memorandum Submitted to the Disarmament Subcommittee : Implementation of Partial Disarmament Measures, April 30, 1957, *ibid*, pp. 778-87. スタッセンはソ連にとってのこの問題の重要性を認めていた。London 5647 to Dept, April 15, 1957, CDF 330.13/4-1557, RG 59, NARA. ダレス自身の発言については、Memorandum of Conversation, April 8, 1958, *FRUS 1958-60*, III, pp. 590-97.

47) Detlef Felken, *Dulles und Deutschland Die amerikanische Deutschlandpolitik 1953-1959*, Bonn. Bouvier, 1993, 437-53

核技術開発を妨害していると解釈される可能性があった。英国政府の立場はより複雑で、1957年末からより柔軟な西側の対ソ外交政策を提唱していた一方、1958年秋まで核実験禁止条約交渉には慎重な姿勢をとっていた<sup>49)</sup>。マクミランは条約交渉そのものに反対だったのではなく、米国の技術提供がなされるのであれば核実験禁止を受け入れる用意があった。同時に彼は、米国の協力確保のためには自己本位な主張をためらわなかった。アイゼンハワーは英国の立場を十分に理解しており、NSCの席上、国内法規を改正して米国による協力が可能な体制を作らなければNATOが崩壊しかねないと述べて、英国の核開発に対する協力体制を整備するよう求めている<sup>50)</sup>。米国政府は後に、フランスの核兵器開発についても協力する姿勢を示唆している<sup>51)</sup>。

このように、いずれの問題においても対ソ交渉と同盟国へのコミットメントが

- 
- 48) 西独政府の再統一政策と同盟関係との関連については、Frank A. Ninkovich, *Germany and the United States: The Transformation of the German Question since 1945*, New York: Twayne Publishers, 1988, 94-100, 111-14; David Clay Large, *Germans to the Front West German Rearmament in the Adenauer Era*, Chapel Hill: University of North Carolina Press, 1996, 52-53, 69-70, 132-33; Thomas Alan Schwartz, *America's Germany: John J. McCloy and the Federal Republic of Germany*, Cambridge: Harvard University Press, 1991, 51-53, 260-69; 岩間陽子『ドイツ再軍備』中央公論社、1993年、46-57, 145-51. ヨーロッパ安全保障との連関については、Wolfram F. Hanrieder, *Germany, America, Europe Forty Years of German Foreign Policy*, New Haven: Yale University Press, 1989, 86-88; Eckart Conze, "No Way Back to Potsdam The Adenauer Government and the Geneva Summit," Gunter Bischof & Saki Dockrill, eds., *Cold War Respite The Geneva Summit of 1955*, Baton Rouge: Louisiana State University Press, 2000, pp. 190-214, 199-201
- 49) Divine 1978, 228-29; White, 96; Thomas Risse-Kappen, *Cooperation among Democracies: The European Influence on U S Foreign Policy*, Princeton: Princeton University Press, 1995, 112-15
- 50) Message Macmillan to Eisenhower, January 2, 1958, *FRUS 1958-60*, VII, pp. 794-99; Memorandum of Conversation with the President, December 26, 1957, Box 7, SUSMC, RG 59, NARA; Discussion at the 350th NSC Meeting, January 6, 1958, *FRUS 1958-60*, III, pp. 533-47; Memorandum of Conversation, March 19, 1958, Box 8, SUSMC, RG 59, NARA; Message Macmillan to Eisenhower, August 20, 1958, *FRUS 1958-60*, MS, III, #366; Message from Macmillan to Eisenhower, August 20, 1958, *ibid.*, #368
- 51) しかしながら、英国に対する姿勢とは明らかな温度差が認められた。Charles G. Cogan, *Oldest Allies, Guarded Friends. The United States and France Since 1940*, Westport: Praeger, 1994, 131-35; Frank Costigliola, *France and the United States. The Cold Alliance since World War II*, New York: Twayne Publishers, 1992, 121-22. リセ・カッペン は緊密な協力関係が成立しなかった理由をもっぱらフランス側に求めている, Risse-Kappen, 135-38.

両立し得ず、アイゼンハワー政権は手詰まり状態にあった。では、なぜ核実験禁止条約交渉で打開を目指したのか。一つの要因としては間違いなく、世論に与えるインパクトの大きさがあった。核実験が大気中にまきちらす「死の灰」が人体や環境に与える影響に懸念が広がった結果、1957年以降世界各国で核実験継続に対する反対運動が起こっていた。ダレスは、同盟国における反対運動の高揚を踏まえて、同盟関係維持のためには核実験に関する米国政府の政策転換が必要であると訴えていたのである。したがって、米国による核実験停止と核実験禁止条約交渉受け入れの方が、同盟諸国や第三世界における米国のイメージ改善により大きな効果があることは明らかであった。ジュネーヴ核実験禁止条約交渉開催もたらす心理戦上の利益は、ダレスの視野に入っていたに違いない<sup>52)</sup>。

同時に、問題となる同盟国との関係の性格、およびソ連との交渉を進めることによって生じかねない摩擦に応じる対処の容易さなどから考えて、核実験禁止条約交渉の方がより対価が小さかったことが、重要な要因の一つであったと考えられる。核実験禁止条約締結によって英国とフランスが蒙る損害は、米国の技術提供によって一応の回復が可能な問題であったが、ヨーロッパ相互査察が西独とその政府にどのような影響を及ぼすのかは未知数であった。さらに、米国の駐西独大使から、アデナウアーが相互査察地域の受け入れに消極的であるとの情報が入ってきたことも、ダレスをしてこの問題におけるソ連との合意模索をためらわせた一因となった<sup>53)</sup>。すなわち、核実験停止とヨーロッパでの査察のいずれかを米国政府が選択する上で、それぞれの問題で現状打開を目指した場合の効果と対価についての考慮があったと考えられる。

## V 1958年における政策転換の影響

前節の分析から、ダレスのイニシアティブによる政策転換が、主に同盟関係や米国のイメージに配慮した心理戦としての性格を持っていたことが明らかになっ

---

52) 当時の反核運動については、Lawrence S. Wittner, *The Struggle Against the Bomb, Vol II, Resisting the Bomb. A History of the World Nuclear Disarmament Movement, 1954-1970*, Stanford. Stanford University Press, 1997

53) Bonn 3115 to Dept, April 11, 1958, Box 87, Papers of Lauris Norstad, DDEL

た。しかしながらこのことは、1958年の政策転換が米国とアイゼンハワー政権の軍縮・軍備管理政策に重要な変化をもたらしたことを否定するものではない。ダレスは、従来の彼のイメージからすれば驚くほど楽観的な対ソ認識を明らかにして、ソ連との合意形成を視野に入れた政策転換を行なった。また、彼のイニシアティブは米国の軍縮・軍備管理政策に「軍備管理」政策への質的転換を迫り、その変化を決定的にした。

まず、ダレスは査察の確実性に関して厳格な立場を支持せず、ソ連との合意形成を容易にする方針をとった。ソ連が合意の内容を履行しているか否かを確認する査察の問題は、米国政府にとって、それまでの軍縮・軍備管理交渉の中で最も重要な争点であった<sup>54)</sup>。ソ連の誠実さに対する不信を前提とすれば、予想されるソ連の条約違反をいち早く発見するために、精度のより高い、確実な査察手段が必要となる。しかしながらダレス国務長官は、早くも1958年4月初めに「秘密核実験が探査された場合の深刻な結果」自体が抑止効果を持つものであるから、「秘密核実験を探知する可能性が五分五分であるような査察システム」ならば、ソ連の核実験禁止条約違反を抑制するには十分である、と述べている。ジュネーブ専門家会議の準備段階でも、技術的に完全な査察システムは必要ではない、との見解を繰り返し明らかにしている<sup>55)</sup>。また、専門家会議が合意した査察システムでは検出可能な5キロトンの「最低基準」以下の地下核実験を条約によって禁止するよう主張したことも、完全な査察は必要ではないとする立場の延長上にあつたといえる。1958年の核実験禁止条約交渉に関する限り、ダレスはソ連の条約履行について非常に楽観的な見解を明らかにしていたのである。

このような国務長官の立場が、確実に検出されるのでなければソ連は条約を無視するとの対ソ認識を持っていなかったことを意味するのか、それとも核実験禁

54) Ronald E. Powaski, *March to Armageddon: The United States and the Nuclear Arms Race, 1939 to the Present*, New York: Oxford University Press, 1987, 228–29; Suri, 442–43; Appleby, 260–61

55) Discussion at the 361st NSC Meeting, April 3, 1958, *FRUS 1958–60*, III, pp. 585–89; Memorandum of Conversation, May 19, 1958, Box 8, SUSMC, RG 59, NARA; Memorandum of Conversation, May 23, 1958, CDF 700 5611/5–2358, RG 59, NARA; Memorandum of Conversation, June 6, 1958, Box 85, Disarmament, RG 59, NARA

止条約交渉を容易にするための政府内政治上の戦術であったのか、は明らかではない。いずれにせよ、査察に関するダレスの主張は、査察問題がもたらしかねない障害を小さくしてソ連との条約締結を容易にする効果が期待できるものであった。このことは、ダレスがプロパガンダの効果のみを狙ってソ連との核実験禁止条約交渉を提唱したのではないこと、彼のイニシアティブは対ソ関係改善に直接動機付けられたものではなかったとしても、ソ連との合意形成を許容するものであったことを示唆している。

次の問題は、ダレスのイニシアティブが米国政府の軍縮・軍備管理政策にもたらした質的転換という点である。上述したとおり、1958年初頭までの米国政府の軍縮・軍備管理政策は、1955年頃より徐々に包括的軍備削減条約よりも限定的措置に関する提案を行なうようになっていたが、依然として西側パッケージ提案のように通常兵力削減と核兵器制限を抱き合わせた交渉に固執し、争点ごとの単独交渉には応じていなかった。1958年の政策転換以降の米国政府は、包括的軍備削減条約からは完全に独立した、核実験禁止という単独の争点のみを扱う東西交渉を追求することになる。興味深いことに、ダレスは自らが推し進めていた核実験禁止条約交渉と軍備削減を区別して捉えていた。たとえば、6月30日付のアデナウアー宛書簡の中で、ダレスは「軍事状況を安定させて戦争の危険を減らす限定的協定」と「本当の軍備削減」を区別し、政治的な緊張状態がある場合には後者は不可能であるが、限定的協定については可能性がある、と述べている。また、8月8日の関係閣僚会談でも、ダレスは核実験禁止条約が「軍備削減ではない」ことを明確にしている<sup>56)</sup>。ダレスは、自らが主導する政策には、従来の西側パッケージ提案などには包含されていた軍備削減の要素が欠けていることを認識していたのである。その上で國務長官は、「軍事状況を安定させて戦争の危機を減らす限定的協定」、すなわち「軍備管理」措置としての核実験禁止条約交渉を唱導したのである。このような文脈で理解した場合、1958年の専門家会議を持って米国の「軍備管理政策」が確立したとするブラッカーの議論に一定の説得力が認められるのである<sup>57)</sup>。

---

56) Letter Dulles to Adenauer, June 30, 1958, Box 16, Chronological File, JFDP/DDEL, SGML; Memorandum of Conversation, August 8, 1958, Box 9, SUSMC, RG 59, NARA

1958年の核実験禁止条約交渉に関するダレスの政策転換によって米国の軍縮・軍備管理政策に質的転換が起こったこと、そしてこの政策転換がソ連との核実験禁止条約締結を許容するものであったことは、アイゼンハワー政権の軍縮・軍備管理政策がソ連との条約締結を想定するものではなかったとするポスト再評価論の妥当性に問題を提起する。たしかに、アイゼンハワー政権の下では、ダレスの努力が具体的な条約締結という形で実を結ぶことはなかった。また、この政策転換によってアイゼンハワー政権の核兵力増強に歯止めがかかったわけでもなかった。これらの点に留意した上でなお、東西冷戦「安定化」の一環としての、軍備管理交渉を通じた米ソ交渉の進展に向けた基盤が、米国政府に関する限り、ダレスのイニシアティブによって確立したと言い得るのではない。

## VI 結論

本稿は、1958年から翌59年における米国アイゼンハワー政権の核実験一方的停止と核実験禁止条約交渉に至る政策形成過程を分析した。その結果、米国政府が核実験禁止に消極的な従来の政策を転換する上では、ダレス国務長官が、主に同盟国との関係悪化を防ぐためにこの政策転換を主導したことが明らかになった。さらにこの政策転換は、米国の軍縮・軍備管理政策における質的転換を決定的なものとした。1958年は、米国「軍備管理」政策の出発点の一つとも言うことができよう。

本稿の分析は、第一に、アイゼンハワー再評価論およびポスト再評価論の双方に等閑視された観のあるジョン・フォスター・ダレスが、米国政府による核実験一方的停止と核実験禁止条約交渉受入に主導的な役割を果たしたことを明らかにした。従来は軍縮・軍備管理交渉に消極的と理解されることが多かったダレスは、最終的には1963年の部分的核実験禁止条約をもたらす米英ソ三カ国ジュネーヴ交渉開催と、1961年までの3年間にわたる米国の核実験一方的停止決定に決定的な役割を果たしていた。このときのダレス国務長官が、核実験停止受入に強く反対

57) Coit Blacker, *Reluctant Warriors: The United States, the Soviet Union, and Arms Control*, New York: W. H. Freeman and Company, 1987, 83. ただし、ブラッカーはこの議論の根拠となる理論的ないし歴史的な検証を明らかにしていない。

した国防総省や AEC はもとより、軍備削減に関心を持っていたアイゼンハワー大統領と比較しても、ソ連との交渉と一方的実験停止により積極的であったことは特筆に値する。

ダレス国務長官が政策転換を唱導した原因を検討すると、軍縮・軍備管理交渉に対する彼のより複雑な姿勢が明らかとなる。ダレスが核実験禁止条約交渉受入に向けた政策転換を提唱した直接の原因は、冷戦を継続する上での配慮、とくに主要同盟国に対して米国が交渉に積極的であることを示すことにあった。政策転換を訴えるダレスの議論には、対ソ関係改善への期待や核実験がもたらしうる人的被害への配慮がほとんど見られない。このことは、アイゼンハワー政権の軍縮・軍備管理政策がもつばら心理戦上の効果を狙って形成されたとするポスト再評価論の妥当性を示唆している。その一方で、ダレスは査察を巡る技術的問題や他の軍縮交渉とのリンケージの問題で柔軟な姿勢を示し、対ソ交渉を容易にする交渉方針の変更を主導していた。心理戦における得点を挙げるためであったとしても、ダレスはソ連との条約締結を容認し、そのために査察問題で譲歩する用意をしていたのではないか。したがって、アイゼンハワー政権の軍縮・軍備管理政策が真剣なものではなかったとするポスト再評価論の立場は、否定的に過ぎると言える。

さらに、ダレス国務長官主導の政策転換は、アイゼンハワー政権の軍縮・軍備管理政策にとどまらない、より広範な意義を有していた。すなわち、核実験禁止条約交渉の受入は、第二次世界大戦後の米国軍縮・軍備管理政策における転換をも意味していた。ダレス国務長官は「本当の軍備削減」と「戦争の危険を減らす限定的協定」を区別し、後者の達成を目指して政策転換を進めていた。その具体的な成果が、「軍備管理」措置としての核実験禁止条約である。この政策転換は、したがって、アイゼンハワー政権第二期の米国軍縮・軍備管理政策における、包括的軍備削減から限定的措置および「軍備管理」への変化を決定付けた。この点は、改めてアイゼンハワー政権の軍縮・軍備管理政策がもたらした成果の重要性を示し、ポスト再評価論に疑問を投げかけるものとなっている。

本稿は、比較的短期間の政策形成過程に分析の焦点をあてている。そのため、今後の課題として、本稿の議論をより広範な枠組みの中で確認することが挙げら

れる。第一に、アイゼンハワー政権の軍縮・軍備管理政策の中に核実験禁止条約交渉を位置づけ、同政権の再検討にどのような貢献をなしうるか検証する必要がある。アイゼンハワー再評価論とポスト再評価論による再検討は多岐にわたっており、アイゼンハワー政権全体に対する評価を踏まえて本稿の結論も見直されなければならない。第二に、1950年代後半から60年代前半における東西冷戦の変容過程の問題として、米ソ以外の国々の利害にも注目しながら核実験禁止条約交渉を位置づける必要がある。ここでは、米国政府の政策転換がその後の核実験禁止条約交渉、および東西関係と西側同盟関係にもたらした影響、さらにそのフィードバックを受けての米国政府の更なる政策転換、という相互に影響を及ぼしあうプロセスが問題となる。以上二点を中心に、今後の研究を続けていきたい。

付記：本稿は日本国際政治学会2002年度年次大会アメリカ分科会における報告に加筆修正を施したものである。